



令和6年12月9日  
日本下水道事業団

## 旭川市と災害支援協定を締結しました

日本下水道事業団（JS）は、災害発生時において下水道施設に被害が発生した場合に、現地調査等の災害支援活動が迅速に開始することができるよう、北海道内では7団体目となる災害支援協定を旭川市と締結しましたので、お知らせいたします。

### <協定締結式写真>



(右：旭川市水道事業管理者 佐藤 幸輝氏)  
(左：日本下水道事業団理事長 黒田 憲司)



(挨拶する黒田理事長)



(挨拶される佐藤旭川市水道事業管理者)

### 1. 協定締結日

令和6年12月5日（木）

### 2. 協定対象施設

#### (1) 終末処理場

西部下水終末処理場（下水処理センター）

#### (2) ポンプ場（2施設）

旭神汚水中継ポンプ場、亀吉雨水ポンプ場

#### (参考)

災害支援協定とは、下水道法及び日本下水道事業団法の一部改正（平成27年5月20日公布、同年7月19日施行）により創設された災害時維持修繕協定で定めるべき事項に加えて、災害査定に必要な資料作成、現地調査、災害査定への立会等の事項についても定めた、災害時における包括的な支援協定を、JSと地方公共団体との間で締結するものです。

#### <問い合わせ先>

日本下水道事業団 北海道総合事務所

総務・協定課長 西口

TEL：011-222-5531/E-mail：Nishiguchi@jswa.go.jp